

学校いじめ防止基本方針

大阪教育大学附属池田中学校

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第四条)

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校教育目標

「人権尊重の精神を基に、自己を律し他者との関わりの中で思いやりのある豊かな心を
培い、激しく変化する社会に主体的に対応し、国際社会に貢献できる生きる力に満ち
た生徒の育成を図る。」

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめはどの子どもにも、どの学級においても起こりうる」「いじめは絶対に許されない」ということを生徒及び教職員が共通認識を持ち、日頃から深い生徒理解に基づいた積極的な生徒指導の充実を図る。

さらに、いじめの兆候に気付いた場合は、生徒一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、以下の基本的認識を持ちながら、大学(附属学校課)及び関係諸機関との連携を図り、いじめ防止等のための対策を行っていく。

ア. いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。

イ. いじめられている生徒の立場に立ち、早期発見に努める。

ウ. いじめ・不登校・虐待対策委員会を中心に、組織的な対応を行う。

エ. いじめられている生徒及び保護者に対する支援を継続して行う。

オ. いじめに関係した家庭と連携し、指導や支援を継続して行う。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの未然防止 ※いじめ防止等に関する年間計画は「資料1」を参照

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

○全ての生徒への指導

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ③ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるよう支援する。

○いじめを許さない学級経営

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

○問題兆候の把握等

- ① 日常の観察により生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭などの専門家との連携に努める。

- ② 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な組織対応を図る。
- ③ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに大学(附属学校課)に報告するとともに、必要に応じ、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携・協力を行う。

○全ての生徒への指導

- ① いじめを受けている生徒や、いじめを告げることによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめを受けている生徒が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教職員、保護者に必ず相談するよう伝える。
- ③ スクールカウンセラーの教育相談や子ども的人権 110 番(法務省)等、校内外の相談機関を周知する。

○実践的な校内研修の実施

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修や状況の報告などをおこなう。

(3) いじめに対する措置 ※いじめ事案の対応フローは「資料 2」を参照

○組織的な対応

- ① いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ・不登校・虐待対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細やかな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ② 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ③ 校長、副校長、主幹、生徒指導主事は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

○いじめる生徒への指導・措置

- ① いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う生徒に対しては、必要な場合は一定期間、校内において他の生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行う生徒に対する出席停止の措置について大学(附属学校課)に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図っていく。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

○事実関係の究明

- ① いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からの情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けている生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめを行う側といじめを受けている側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないように努める。

○いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

- ① 生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーの活用や、養護教諭との連携を積極的に図る。また、教育相談について、全教職員を対象に実践的な校内研修を実施する。
- ② 教育相談室の活用を図り、部屋が生徒にとって相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、環境を整える。
- ③ いじめを受けている生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ④ いじめを受けている生徒に配慮するという観点から、グループ替えや座席替えなども検討する。また、次年度の学級替えを行う際には、いじめを受けている生徒の立場に立った配慮を検討する。

- ⑤ いじめを受けている生徒には、本人や保護者の希望により、大学(附属学校課)関係者の意見も十分に踏まえて、転出等について検討する。

(4) いじめ問題等の対策のための組織

- ① 名 称 いじめ・不登校・虐待対策委員会
- ② 構成員 校長，副校長，(主幹)，生徒指導主事，(学年担当)，メンタルサポート，養護教諭，(スクールカウンセラー)
- ③ 活 動 ア．学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
イ．いじめの未然防止と生徒の情報交換
ウ．いじめ事案の対応
エ．教職員の資質向上のための校内研修
オ．年間計画の策定と実施及び年間計画の進捗状況のチェック
カ．各取組の有効性の検証
- ④ 開 催 2週間に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(5) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び大学(附属学校課)に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針，指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫をする。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関し、学校と保護者，安全管理委員会(地域社会)が意見交換の機会を設け、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校・虐待対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査を行う。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった生徒及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該生徒の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察等、外部機関と連携して対応する。

- ③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」および「情報の発行者」として必要な基本的知識・技能，態度を学習する機会を設ける。また委員会活動などで情報モラルの育成に努める。

(7) 重大事案への対処 ※重大事案への対応フローについては「資料3」を参照

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大学(附属学校課)にすみやかに報告する。
- ② 大学(附属学校課)と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※重大事態への平時からの備えとして、以下のチェックリストの内容について、いじめ・不登校・虐待対策委員会にて定期的に評価し、いじめ重大事態への未然防止につなげる。

チェックポイント	
①	年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。
②	実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。
③	学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。
④	・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など
⑤	校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。
⑥	学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。
⑦	「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。
⑧	日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのまませず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。
⑨	様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。
⑩	学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。
⑪	いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。
⑫	そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。

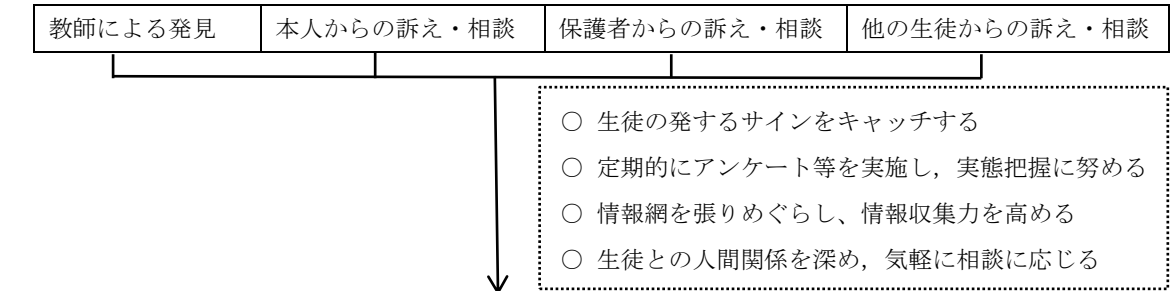
(出典：『「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した平時からの備えに関する点検に関する調査について」令和8年3月19日(木))

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

	学校	生徒(生徒会)	保護者	地域等
4月	校内研修		二者懇談会	
5月		HyperQU	学級懇談会	
6月		人権(いじめ)に関するアンケート		
7月	生徒指導委員会 (いじめ・不登校・虐待対策委員会)		三者懇談会	学校評議員会
8月				
9月				
10月		人権(いじめ)に関するアンケート		
11月		QU		学校評議員会
12月	学校評価アンケート		三者懇談会	
1月				
2月				
3月				学校安全管理委員会 学校評議員会

資料2 いじめ事案の対応フロー

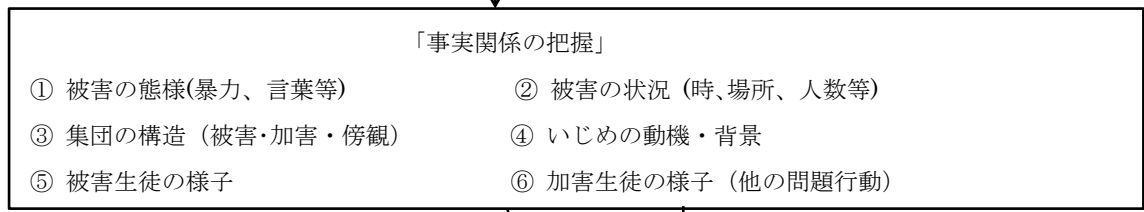
○早期発見



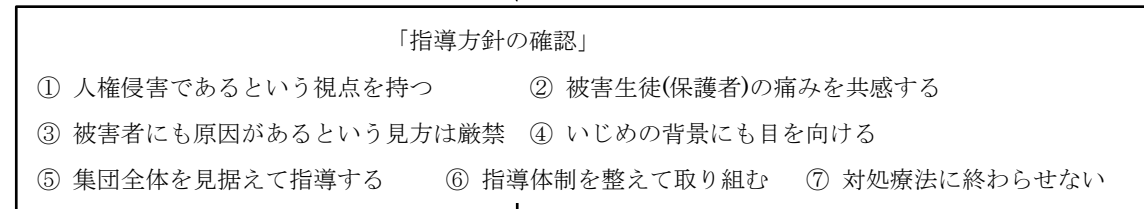
「いじめの把握」

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にあるほかの生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

○緊急対応(組織的対応)



→ 重大対応フローは資料3へ



関係者への指導・援助

保護者への対応

- ・ 訴えを傾聴
- ・ 具体策を示す
- ・ 協力依頼

被害生徒への援助	加害生徒への指導	まわりの生徒への指導
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的事実を受け止める ・ 具体的援助法を示し、安心させる ・ 良い点を認め励まし自信を与える ・ 人間関係の確立・拡大をめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係、背景、理由等の確認 ・ 不満、不安等の訴えを十分聴く ・ 被害者のつらさに気づかせる ・ 課題を克服するための援助を行う ・ 役割体験を通して所属感を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループへの指導 ・ 学級・学年全体への指導

① 観察, 継続支援 ② 積極的な生徒指導の充実

○中長期対応

資料3 重大事態への対応フロー(学校が調査主体となる場合)

